

医 推 6 6 1 号
平成23年10月1日

(社) 岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部長

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）
の周知について（依頼）

このことについて、医療法第6条の3及び岡山県医療機能情報提供制度実施要領に基づき、別添（写）のとおり医療機関の管理者に対し、報告を依頼しておりますので御了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知につきましては、下記ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

○保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医 推 6 6 1 号
平成 2 3 年 1 0 月 1 日

(社) 岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）
の周知について（依頼）

このことについて、医療法第6条の3及び岡山県医療機能情報提供制度実施要領に基づき、別添（写）のとおり医療機関の管理者に対し、報告を依頼しておりますので御了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知につきましては、下記ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

○保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医 推 6 6 1 号
平成23年10月1日

(社) 岡山県歯科医師会長 殿

岡山県保健福祉部長

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）
の周知について（依頼）

このことについて、医療法第6条の3及び岡山県医療機能情報提供制度実施要領に基づき、別添（写）のとおり医療機関の管理者に対し、報告を依頼しておりますので御了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知につきましては、下記ホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

○保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

医推第 661 号
平成23年10月1日

(社) 日本助産師会岡山県支部長 殿

岡山県保健福祉部長

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）の周知に
ついて（依頼）

このことについて、医療法第6条の3及び岡山県医療機能情報提供制度実施要領に基づき、別添（写）のとおり医療機関の管理者に対し、報告を依頼しておりますので御了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださるようお願いいたします。



医推第 661 号
平成23年10月1日

各医療機関 管理者 殿

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公 印 省 略)

医療機能情報提供制度に基づく法定報告（定期）について

このことについて医療法第6条の3及び岡山県医療機能情報提供制度実施要領に基づき、下記により貴院の医療機能情報の報告をお願いいたします。

なお、報告については、インターネット上で報告が行える「岡山県医療機能情報提供システム：おかやま医療情報ネット（<http://www.qq.pref.okayama.jp>）」を整備しておりますので、ご利用ください。

また、前回の報告時に、インターネット環境が無い旨回答いただいた医療機関については、報告書及び調査票を同封しておりますので、修正・追記等のうえ報告願います。

記

- 1 報告種類 法定報告（定期）
- 2 報告期限 平成23年11月2日（水）
- 3 報告内容 平成23年10月1日現在の状況

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県保健福祉部医療推進課

医事班 担当 池島・藤原

TEL086-226-7403 FAX086-224-2313

岡山県医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 3 に規定する病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）の報告に関し、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条第 1 項において知事が定めることとされた事項等についてその詳細を示すことにより、県民による病院等の適切な選択を支援することを目的とした、医療機能情報提供制度の円滑な運用を図る。

2 情報の性格

- (1) 病院等の管理者は、自らの責任において医療機能情報を県に対して報告し、県は報告を受けた医療機能情報を公表するものとする。
- (2) 病院等の管理者は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して、住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めるものとする。

3 報告項目

医療法施行規則別表第 1 に掲げる事項その他知事が必要と認める事項

4 報告の方法

医療機能情報の県への報告は、県が医療機能情報の提供のために運営する情報システム（以下「岡山県医療機能情報提供システム」という。）に、病院等に関する医療機能情報を入力することによって行うことを原則とする。

ただし、インターネットに接続できない等の理由により岡山県医療機能情報提供システムに入力することができない場合は、入力に代えて、報告を要する事項を記入した報告書等（報告書等の書式は、岡山県医療機能情報提供システム上において掲載する。）を県へ提出することができる。

5 報告の時期等

医療機能情報の報告は、次の報告区分ごとにそれぞれ次に定める日までに報告するものとする。

(1) 新規報告

病院等を新規に開設した場合、当該病院等の管理者は、県から岡山県医療機能情報提供システムを利用するために必要な ID 及びパスワードの付与又は記入用の報告書等の送付を受けた日から 30 日以内に、開設時の状況に関する事項について、報告するものとする。

(2) 法定報告（定期）

病院等の管理者は、毎年 10 月末日までに同月 1 日現在の状況について、報告するものとする。

(3) 法定報告（変更時）

病院等の管理者は、医療法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する基本情報に関する事項に変更が生じたときは、10 日以内に報告するものとする。

(4) 任意報告

病院等の管理者は、基本情報に関する事項以外の事項に変更が生じたときは、随時報告することができる。

6 医療機能情報の確認

(1) 県は、病院等の管理者から報告された医療機能情報の内容について、開設の許可又は届出の事項との照合等が必要と認める場合には、保健所長に対し、病院等に関する必要な情報の提供を求め、医療機能情報の確認を行うものとする。

(2) 県は、病院等が報告を行わない場合又は誤った報告を行ったと認める場合には、病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導するものとする。

なお、上記指導に従わない場合又は故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第 6 条の 3 第 6 項の規定による命令を行うものとする。

(3) 保健所長は、病院等から開設、休止、再開又は廃止の許可又は届出の受理をした場合には、その内容を岡山県医療機能情報提供システムに反映させるため、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

7 医療機能情報の公表

県は、本要領に基づき報告された医療機能情報については、岡山県医療機能情報提供システム上に公表する。

附 則

本要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

医療機能情報の法定報告（定期）の留意事項

医療機能情報の報告は、新たに医療機関を開設した場合や、以前に報告した内容に変更があった場合などに、随時報告を行うことができますが、今回の報告は、『法定報告（定期）』として、毎年10月末日までに同月1日現在の状況を報告すると定められた報告になります。

したがって、最近報告を行っており、変更箇所が無い場合でも、再度報告を行う必要があります。

医療機能情報提供システム (<http://www.qq.pref.okayama.jp>) を用いた報告について

システムを利用して報告する場合、前回の報告内容が初期値として表示されていますので、変更が必要な箇所のみを入力になります。全く変更箇所が無い場合は、そのまま「報告する」のボタンから「年度（2011年度）」と「報告種別（法定報告（定期）」を選択して報告していただければ結構です。

ただし、以下の項目のように、前年度の実績を報告する項目については、今年4月以降の開設で前年度実績が無い医療機関を除き、基本的には変更入力が必要となります。

なお、これまでに一度も報告を行っていない医療機関については、初期値は空白ですので全ての項目を入力し、報告してください。

また、入力の手順については、「システムでの報告方法（概要）」又は、システム内に掲載している「マニュアル」を参考としてください。

前年度実績に係る報告項目

- ・薬事法に規定する治験の実施の有無及び契約件数
- ・対応することができる疾患・治療内容の実施件数
- ・外来患者の数
- ・入院患者の数
- ・平均在院日数

※件数や患者数については平成22年4月1日～平成23年3月31日の数。

医療機能情報提供システムを利用しない報告について

報告は、原則システムを用いて行うこととしています。ただし、インターネット環境が無い医療機関については、紙の報告書及び調査票により報告を行うことも可としています。

前回の報告時に、「次回以降インターネット上での報告が出来ない。」と回答のあった医療機関については、報告書及び、前回の報告内容が既に記入された調査票を同封しています。（但し、「診療科目別の診療時間」及び「入院患者への面会の日及び時間帯」については、前回の報告内容が記載されていません。）

記載事項に変更が必要な箇所を朱書きで訂正し、報告書とともに返送してください。修正されずに返送された箇所については、前回報告時と変更が無いと見なして処理しますのでご了承ください。

但し、これまでに1度も報告を行ったことがない医療機関は、当然前回の報告内容がありませんので、調査票の全ての項目に記入し報告書とともに返送してください。

なお、調査票が送付されている医療機関であっても、インターネットが使用できる環境が整った場合には、システム上で報告を行ってください。

これまでに医療機能情報の報告を行ったことがない新規開設の医療機関の方

通常、新規開設後、最初の医療機能情報の報告は、「新規報告」という区分により報告することとしておりますが、現在「法定報告（定期）」の報告をする時期となっているため、「新規報告」ではなく「法定報告（定期）」として区分を選択し、報告してください。

システム入力にあたっての注意事項

1, 標榜する診療科目について

診療科名として広告できる名称は、組み合わせ方によっては相当数存在することになるため、医療機能情報の報告に際しては、各医療機関の個別の診療科名と合致させることが出来ない場合もあります。

システム上での入力の際に、貴医療機関の診療科名に該当する名称が無い場合、それと最も近い(関係のある)診療科名にチェックし、「その他」欄へ貴医療機関の診療科名を記入ください。

2, 件数等の数について

件数や患者数を入力する箇所については、平成22年4月1日～平成23年3月31日の数を入力願います。

3, 許可・届出等が必要な項目について

報告項目の内、県、中核市、社会保険事務局等への許可・届出等が必要な項目については、必ずその内容を確認の上、許可・届出事項と異なる報告を行うことがないようにお気を付けください。

特に、医療機関の名称について誤った報告が多数見受けられました。再度、「開設許可申請書」又は「開設届」で確認の上、お間違えのないようお願いいたします。

4, 対応することができる疾患・治療内容について

これらの項目については、入力画面にある「入力ガイド」(疾病治療の「領域」)のとおり、対応する診療報酬点数が算定できるものとされているため、診療報酬の算定にあたって、施設基準の届出が必要なものについては、届出を行っている場合に限り選択できる項目となっておりますのでご了承ください。

なお、他の項目でも、施設基準が求められる項目については、同様の扱いとなります。

5, 対応することができる予防接種の項目追加について

追加した予防接種

- ・インフルエンザ菌b型(Hib)
- ・子宮頸がん(HPV)

6, 看護配置(入院基本料)の状況の項目追加について

追加した項目

- ・療養病棟入院基本料1

7, 非常勤医師等の常勤換算について

「28 専門医の種類及び人数」及び「41 医療機関の人員配置」の②非常勤延べ人数の欄に数値を入力する場合は、必ず③非常勤常勤換算の欄にも数値を入力してください。詳細は、別紙「常勤医師等の取扱について」を参照願います。

システムでの報告方法(概要)

岡山県医療機能情報提供システム(おかやま医療情報ネット)

http://www.qq.pref.okayama.jp

① 「医療機能ログイン」ボタンをクリックします。

② 交付されているID、パスワードを入力し、「ログイン(開始)」ボタンをクリックします。

③ 「報告書作成」ボタンをクリックします。

※ここでマニュアルがダウンロード出来ます。

④ 変更が必要な項目の「登録・編集」ボタンをクリックします。

⑦の「報告をする」ボタンをクリックすると「医療機関メニュー」画面に戻り、「報告書の承認待ちです。」というメッセージが表示されます。

これで報告が終了です。県で、内容の確認がされると報告内容が、公表されます。

⑦ 年度指定「2011年度」報告種別「法定報告(定期)」を選択し、「報告する」ボタンをクリックします。

⑥ 変更箇所の入力が全て終わったら「報告をする」ボタンをクリックします。

⑤ 項目に沿って入力し、「登録」ボタンをクリックし、内容を確定させます。